

議案第238号

福岡市営駐車場条例の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、築港駐車場、大橋駐車場、川端地下駐車場及び天神中央公園駐車場について民営化を行うため、これらを廃止するとともに、特別会計において経理する必要がなくなったため福岡市駐車場特別会計を廃止する必要があるによる。

福岡市営駐車場条例の一部を改正する等の条例

(福岡市営駐車場条例の一部改正)

第1条 福岡市営駐車場条例(昭和44年福岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市営千早駅前駐車場
- (2) 位置 福岡市東区千早四丁目

第2条の2中「次に掲げるとおり」を「自動車(法第2条第4号に規定する自動車をいう。以下同じ。)」に改め、同条各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(利用時間)

第2条の3 駐車場の利用は、1年を通じて終日行うことができるものとする。

第3条第1項中「別表第2に掲げる額の」を「1台1回1時間までごとに、100円を超えない」に改め、同条第3項から第8項までを削る。

第4条中「及び自動二輪車(以下「自動車等」という。)」を削り、同条第2号中「附近」を「付近」に、「自動車等」を「自動車」に改め、同条第3号中「自動車等」を「自動車」に改める。

第5条第1項中「自動車等」を「自動車」に改め、同項ただし書を削る。

第6条及び第7条第1号中「自動車等」を「自動車」に改める。

第8条中「の各号」を削り、同条第1号中「自動車等」を「自動車」に改める。

別表第1から別表第2までを削る。

(福岡市駐車場特別会計条例の廃止)

第2条 福岡市駐車場特別会計条例（平成5年福岡市条例第14号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による廃止前の福岡市駐車場特別会計条例は、令和3年度の収入及び支出については、なおその効力を有する。